

## 石川県電気自動車等購入促進事業費補助金 交付要綱

### (趣旨)

第1条 石川県電気自動車等購入促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）の規定に定めるもの（第8条から第16条までの規定を除く。）のほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 県は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）の購入に要する経費、電動自動車等の充電に必要な充電設備（以下「充電設備」）の設置に要する経費の一部について補助することにより、自動車からの温室効果ガス排出量の削減に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気により駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (4) 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - イ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
  - ウ 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
  - エ 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する1基当たりの定格出力10kW以上のもので充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (5) リース契約 電気自動車等の貸主が、当該電気自動車等の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該電気自動車等を使用収益する権利を与え、借主は、当該電気自動車等の

使用料を貸主に支払う契約をいう。

- (6) リース事業者 リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、電気自動車等の貸付等を行う者をいう。
- (7) 国補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する、電気自動車等の導入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」をいう。
- (8) エコファミリー 継続的にエコ活動に取り組む「いしかわ家庭版環境 I S O」認定家庭をいう。

(補助事業の内容)

第4条 県は、電気自動車等を購入する者に対し、当該車両及び充電設備の購入、設置に要する経費の一部を補助する。

(補助事業の要件)

第5条 本補助金のうち電気自動車等の購入に係る補助を受けようとする場合は次の要件を全て満たすものとする。

(1) 国補助金の交付を受けること

(2) エコファミリーの登録(第6条の1(1)の者に限る)

2 本補助金のうち充電設備の設置に係る補助を受けようとする場合は次の要件をすべて満たすものとする。

(1) エコファミリーの登録

(補助対象者)

第6条 本補助金のうち、電気自動車等の購入に係る補助を受けることができる者(以下「補助対象者」)は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 県内に住所を有する個人

(2) 県内に事業所、事務所等を有する法人

(3) リース事業者

2 前項に掲げる補助対象者は、別表1に掲げる要件の全てを満たすことを必要とする。

3 補助対象者のうち第6条の1(1)の者は電気自動車等の購入に係る補助に加え、充電設備の購入、設置に係る補助を受けられるものとする。

(補助対象車両の要件)

第7条 補助対象車両は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものとする。

(1) 国補助金の対象車両のうち、電気自動車(超小型モビリティを除く)、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車の区分に該当する車両であること。

(2) 別表2に掲げる要件の全てに適合するものであること。

(補助対象充電設備の要件)

第8条 補助対象充電設備は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものとする。

- (1) 設置された日において、経済産業省の事業であるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の交付対象となる設備として当該事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センターが承認した充電設備であること。
- (2) 別表3に掲げる要件の全てに適合するものであること。

(補助金の額)

第9条 本補助金の額は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入に係る事業については1台あたり10万円、燃料電池自動車の購入に係る事業については1台あたり50万円、充電設備の設置に係る事業については1基あたり2万5千円とする。

- 2 充電設備の設置に要する経費が2万5千円に満たない場合は、その事業に支出した費用を補助する(千円未満は切り捨て)。

(補助金の交付の申請等)

第10条 補助対象者が、本補助金の交付申請をする場合は、補助金交付申請(実績報告)書(様式第1号)に、別に定める期限までに、別に定める必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助金交付申請(実績報告)書及び必要書類(以下、「交付申請書等」という。)の提出は先着順に受け付けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。
- 3 知事は、提出された交付申請書等に係る本補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、別に定める期日にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を中止することがある。

(交付の決定)

第11条 知事は、前条の規定による交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査した上で、その交付申請書等の内容が本補助金の交付の要件に適合すると認めるときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、補助金交付決定(額の確定)通知書(様式第2号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者が本補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 本事業に係る県の指示に従わなかったとき。

- (3) 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
- (4) 交付決定をうけたもの（法人等にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 補助対象者が本補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して本補助金の交付決定の内容、又は、これに附した条件に違反したとき。
- (6) 国補助金が不交付又は取消となったとき。

（補助金の返還等）

第14条 補助対象者は、知事が前条第1項の規定による取消しをした場合において、知事の命令があつたときは、知事が定める期日までに、交付を受けた本補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（調査及び指示）

第15条 知事は、本補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、本補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地を調査し、若しくは他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

（財産の管理等）

第16条 規則第20条第5号に規定する財産は、本補助金の交付を受けて取得した補助対象車両及び充電設備とする。

- 2 規則第20条ただし書に規定する期間は別に定める。
- 3 天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、補助対象車両及び充電設備が毀損され、又は滅失したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 本補助金の交付を受けた者は、前条第2項に規定する期間（以下、「処分制限期間」という）中において、補助対象車両及び充電設備を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象者あてに通知するものとし、当該処分により収入があつた場合等必要と認める場合には、期限を定めて本補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を補助対象者に請求するものとする。
- 3 補助対象者は、前項の規定による知事の請求があつたときは、知事が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならない。

(個人情報保護)

第18条 県及びその職員は、本事業を通じ補助対象者に関して得た情報は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）に従って取り扱うものとする。

2 県及びその職員は、本事業の実施にあたって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了承を得ることなく、第三者に漏洩し、又は要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助対象者は、別表3に定める暴力団排除に関する誓約事項について本補助金の交付申請前に誓約しなければならず、交付申請（実績報告）書の提出をもってこれに誓約したものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第5条、第6条関係） 補助対象者

要件
<p>(1) 国又は独立行政法人ではないこと。</p> <p>(2) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。</p> <p>(3) 補助対象車両の登録時において、全ての県税に未納がないこと。</p> <p>※補助対象者がリース事業者の場合は、補助対象車両の使用者が上記を満たすことを必要とする。</p>

別表2（第8条関係） 補助対象車両の要件

要件
<p>(1) 別に定める期間に初度登録された車両であること。</p> <p>(2) 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が石川県内にあること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又は補助対象者がリース事業者の場合にあっては、「使用者の住所」が石川県内にあること。</p> <p>(3) 自動車検査証の「自家用・事業用別」が自家用であること。</p> <p>(4) 補助対象者がリース事業者である場合、自動車検査証に記載された使用者とリース契約を締結している車両であって、月々のリース料金について、県からの補助金の額に応じた金額を通常のリース料金から減額して設定するとともに、その内容を貸与料金積算明細書（様式第5号）に記載すること。</p> <p>(5) 自動車販売事業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと。</p> <p>(6) 補助対象者（補助対象者がリース事業者の場合は使用者）の自社製品又は関係会社からの調達ではないこと。</p> <p>(7) 自動車販売事業者への購入代金全額の支払いが完了しているもの又は全額支払いの手続きが完了しているもの（注）。ただし、手形を除く。</p> <p>（注）「全額支払い手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方法を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。</p>

別表3（第9条関係） 補助対象充電設備の要件

要件
<p>(1) 別に定める期間に設置された充電設備であること。</p> <p>(2) 補助対象車両の購入に係る契約を結んだ日以降かつ別に定める申請期限以前に充電設備を設置すること。</p> <p>(3) 県内の既存戸建住宅に設置すること。</p> <p>(4) 未使用であること。</p>

別表 4（第 20 条関係） 暴力団排除に関する誓約

暴力団排除に関する誓約事項

補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。